

# 幡多広域多言語ガイドマップ(地図入りリーフレット)制作事業 委託業務仕様書

## 1 委託事業名

幡多広域多言語ガイドマップ(地図入りリーフレット)制作事業

## 2 業務の目的

外国人旅行者を対象として、幡多地域の山・川・海の豊かな自然や独自の風土・文化、観光地等を案内するために多言語ガイドマップ(地図入りリーフレット)を作成し配布することで、外国人旅行者の発地における幡多地域の認知度の向上と、着地における利便性・満足度の向上を図ることを目的とする。

## 3 委託事業の内容

外国人旅行者の発地における幡多地域の認知度の向上と、着地における利便性・満足度の向上に資する情報発信を行うため、以下のとおり多言語ガイドマップ(地図入りリーフレット)を作成する。

### (1) 規格

判型：A 1 判(寸法 594×841mm)

印刷：オフセット印刷

S O Y I N K(大豆油インキ)使用のこと。

印刷仕上がりを考慮し、280 l p i 以上のスクリーン線数で印刷すること

紙質：マットコート紙四六判 90 k g (再生紙)

印刷色数：地図面 4 色、情報面 4 色刷り

言語：英語、中国語(繁体字)、中国語(簡体字)、韓国語

印刷部数：英語 15,000 部、中国語(繁体字) 15,000 部、

中国語(簡体字) 5,000 部、韓国語 5,000 部、

合計 40,000 部

折：蛇腹 8 つ + 巻き 3 つ折

校正：最低 2 回行う(DDCP は別途 1 回)

その他：不明点等が出た際には適宜協議するものとする。

### (2) 地図面(裏面)

公共測量データ(国土地理院が発行したもの)を利用し、縮尺 1:120,000 程度にて、測量法を遵守し作成するものとする。測量成果使用に当たっては、受託者が測量法 30 条に基づき国土地理院へ使用申請を行い、印刷物にも明記すること。

また、制作作業にあたっては、正確な地図を作成することから、測量士を作業責任者としてたて、本業務を担当する職員及びその類似業務の経験、実績と業務体制図を

着手時に提出すること。

今後の修正作業の効率化、地図の汎用性の向上等を考慮しデジタルベースにて作成するものとする（既存地形図、都市計画図をスキャニングしての使用、イラストマップ等は不可とする。）。

背景地図データの著作権は、受託業者に帰属するものとする。

地図は、以下の事項が記載された地図とする。

- ・市町村名、町名・大字名
- ・主要な道路名、道路番号、主な橋梁名、主なトンネル名、鉄道線名、駅名
- ・区界、大字界、町目界
- ・地番、街区符号
- ・高速道路、国道、県道・幹線道路（幅員に応じた二条線にて表現すること）
- ・河川・水部・水路
- ・主な公園・緑地

その他

- ・地図の経年変化については、受託者の責任において確実に対応すること
- ・開通・建設予定の道路・施設等は可能な限り、記載すること
- ・索引用座標を表示すること
- ・使用するピクトグラム・イラスト等は、オリジナルなものとする。第三者の著作権を侵害しないものであること
- ・四万十市（1:15,000程度）、宿毛市（1:15,000程度）、土佐清水市（1:15,000程度）の拡大図を入れること
- ・交通図（鉄道、バス、ドライブ等）を入れること
- ・地図上の目印になる主要な観光地、観光施設等について、地図上に番号を付し、地図面に写真とともに紹介すること
- ・外国人旅行者の利便性・満足度向上を図るために、地図に掲載すべき内容を提案すること（例：両替可能な銀行等）

### （3）情報面（表紙面）

ア 情報面に掲載する情報は、以下のとおりとし、構成案を提案すること

- ・タイトル（外国人旅行者に伝わるタイトル）
- ・問い合わせ先
- ・幡多地域へのアクセス
- ・幡多地域の観光情報（観光地、体験プログラム等）
- ・道の駅
- ・グルメ情報
- ・幡多地域の風土・文化に関する情報
- ・幡多地域以外の高知県の観光地等情報
- ・その他外国人旅行者の利便性・満足度向上につながる情報

イ 使用する写真は原則として、受託業者にて準備すること

#### **(4) PDF データの作成**

使用目的としては、ホームページにて公開、若しくは業務（報告書、パワーポイント作成など）のために使用する。

全面といくつかに分割したデータとする。分割方法、解像度は別途協議とする。

また、データについては、上記目的以外で使用することはないものとする。

なお、ガイドマップの記述内容については、日本語での PDF データ版を制作するものとする。

#### **(5) その他**

ア ネイティブチェック体制を明確にし、提案時に示すこと

イ 本事業の目的に照らし合わせ、外国人旅行者の認知度、利便性、満足度向上のために工夫すべき点等がある場合は、提案すること

### **4 事業期間**

契約締結日から平成 28 年 3 月 31 日（木）まで

### **5 成果品**

#### **(1) 納品物**

- ・ガイドマップ 40,000 部（英語 15,000 部、中国語（繁体字）15,000 部、中国語（簡体字）5,000 部、韓国語 5,000 部、）
- ・PDF データ 一式（日本語データを含む）

#### **(2) 納期及び納入場所**

納期 平成 28 年 3 月 31 日（木）

納入場所 幡多広域観光協議会

### **6 留意事項**

成果品については、原則として当協議会の運営、広報等のために必要な範囲内で、複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をできるものとする。但し、作成の都合上やむをえず、著作権を譲渡できない写真、文章等を使用する場合は、事前に申し入れを行い、了承を得ること。著作権を譲渡できない写真、文章の二次利用については、その都度受託者とで協議することとする。

また、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法を使用する際は、受託者がその一切の責任を負うこと

### **7 委託金額の上限**

5,800 千円（消費税及び地方消費税を含む）

## 8 その他

- ・本事業を実施するにあたり、受託者は委託者と十分調整すること
- ・本業務を円滑に遂行するため、委託者が必要と認めるときは、委託業務の進捗状況について報告を求めることができる。
- ・この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、またはこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議の上定めることとする。
- ・個人情報に関わるデータを取り扱うときは、別記個人情報取扱特記事項を遵守すること